

公共放送ワーキンググループにおける 今後の検討項目及びスケジュール（案）

令和6年5月10日
公共放送WG事務局

- 公共放送ワーキンググループでは、令和5年10月18日に第1次取りまとめ、令和6年2月28日に第2次取りまとめを公表し、NHKのインターネット活用業務に関する事項等については、放送法の一部を改正する法律案に反映されたところ。
- 他方、第2次取りまとめにおいては、「公共放送ワーキンググループは、今後も引き続き、国際放送の在り方、NHK子会社等の事業活動の適正性等について検討を継続していくこととする。」としており、これら継続検討事項について、本年10月頃の第3次取りまとめに向け、検討を進める。

（1）国際放送等の在り方

① 国際放送等の将来像

- ・ ニーズや技術動向等を踏まえ、国際放送等の将来像について検討。

② コスト負担の軽減

- ・ インターネット配信の活用による伝送コストの軽減の可能性等について検討。

③ 財源の在り方

- ・ 広告収入の可能性等について検討。

（2）NHK子会社の事業活動の在り方

- ・ NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについてエビデンスベースで検証。

（3）NHKインターネット活用業務の必須業務化に向けた準備状況のフォロー

- ・ 必須業務化に向けた準備状況を適時にフォロー。

① 日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合

② 総務省令案（見逃し配信の期間等）

③ 総務省告示案（必要的配信の対象外の放送番組の指定）

公共放送ワーキンググループの今後のスケジュール（案）

令和6年(2024年)

1月・2月

～

5月

6月

7月

8月

9月

1/30～2/20
公共放送WG
第2次取りまとめ案
意見募集

2/21～2/26
第19回
公共放送WG
第2次取りまとめ
(メール開催)

2/28
公共放送WG
第2次取りまとめ
公表

【公共放送WG】

【第20回】
5/10(金)16時～
・検討項目案の設定
・事務局説明
・内山構成員プレゼン
・意見交換

【第22回】
6月中旬
・ヒアリング②
・意見交換

【第23回】
7月中旬
・ヒアリング③
・意見交換

【第24回】
8月下旬
・論点整理
・意見交換

【第25回】
9月中旬
・公共放送WG
第3次取りまとめ案

【第21回】
5/23(木)16時～
・検討の方向性
・ヒアリング①
(NHK、JIB等)
・意見交換

公共放送WG
第3次取りまとめ案
意見募集
(「デジタル時代における
放送制度の在り方に関
する検討会」第3次取り
まとめ案と併せて実施)

3/1
放送法の一部を
改正する法律案
閣議決定

国会審議

進 捗 に 応 じ て 報 告

【NHKインターネット活用業務の必須業務化に向けた準備】

1. 地上波テレビ放送以外のインターネット活用業務の在り方

○ 公共放送WGでは、令和5年10月18日に公表した第1次取りまとめ以降、NHKの地上波テレビ放送以外の放送(地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送)のインターネット活用業務の在り方、NHKのガバナンスの在り方、国際放送の在り方について検討を行った。

(1) 基本認識等

- 国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえると、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供する業務を、その実施の有無がNHKの判断に完全に委ねられている「任意業務」ではなく、その**継続的・安定的な実施が義務付けられる「必須業務」として位置付けるよう、制度を変更していくべき**である。
- この考え方は、国民・視聴者の視聴スタイルの変化や情報空間の拡大という社会環境の変化をその背景とするものであり、地上波テレビ放送以外についても当てはまるものであることから、**地上波テレビ放送以外の放送(地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送)のインターネット活用業務についても、原則として必須業務化することが適当**。
- 競争評価の仕組みにおいて地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、**民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないよう考慮することが適当**。
- **放送コンテンツのプラットフォームとして放送全体に貢献するNHKの役割として、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべき**。

(2) 地上波ラジオ放送

- 災害時の情報伝達経路二重化等の観点から、原則のとおり、**必須業務化することが適当**。
- テキスト情報等の範囲は、ラジオ音声との親和性、災害時の有用性等を考慮しつつ、**競争評価の仕組みを経て決定されるべき**。
- **地方向け放送番組の配信拡大についてロードマップを策定すべき**。
- 放送波の受信者(ラジオは受信契約締結義務の対象外)との公平負担の観点から、**費用負担は求めないことが適当**。

(3) 衛星放送

- NHKから放送番組の権利処理に係る困難性やコスト等の課題が示されたところ、**実施環境が整うまでの当面の間は、必須業務化を見送ることが適当**。
- **衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向け、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべき**。

(4) 国際放送

- 我が国の情報の国際発信のフラッグシップの役割等を担っており、原則のとおり、**要請放送を含め、必須業務化することが適当**。
- テキスト情報等の範囲は、国際放送が民間放送事業者等との協調領域であること考慮しつつ、**競争評価の仕組みを経て決定されるべき**。
- 放送波の受信者(国際放送は受信契約締結義務の対象外)との公平負担の観点から、**費用負担は求めないことが適当**。

2. NHKのガバナンスの在り方

- 経営委員会及び監査委員会が有する監督・監査機能を十分に発揮するため、各委員の責任と権限を明確化した上で、**執行部と適切な関係性を保ちつつ、連携を図っていくことが重要**。執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携した監督・監査、不祥事等が発生した場合の能動的な建議・調査、事務局機能の強化等が重要。
- インターネット活用業務を必須業務として実施する際、経営委員会は、公正競争の観点を含めその適正性を確保するという重い責務の下、競争評価の仕組みにおいてNHKが原案を策定するに当たり、組織として最終的な決定を行うことが求められる。また、**インターネット活用業務の実施状況について監督・監査を行うことも求められる**。
- **NHK子会社の事業活動については、より具体的な事例の把握に努めつつ、NHKにおいては適切なグループ経営のための監督・監査を実施するとともに、公共放送の子会社等であることを踏まえて事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証し、必要に応じて、総務省において子会社等ガイドラインの改正を検討することが適当**。
- 以上の提言を踏まえ、NHKには、**ガバナンスの実効性確保のための実施方針の見直し・公表及びガバナンスに関する取組状況の公表**を期待。

3. 国際放送の在り方（今後継続検討）

- 国際放送は、我が国の情報の国際発信のフラッグシップの役割を担うものであり、**国際的ニュースの報道において我が国やアジアの視点で情報発信する等、信頼できる情報発信主体としての取組を進めるとともに、我が国コンテンツ産業の発展のため、海外との競争を意識しつつ、NHKと民間放送事業者とが協調して取り組んでいくことが重要**。
- 衛星放送、短波放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、**視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減を両立させていくことが重要**。
- 国際放送の実施に必要な財源は、国民全体の利益に資するものであるという考え方の下、基本的に受信料によって賄われている。**民間放送事業者も含めたプラットフォームとしての事業に充てるものとして、広告収入を得ていくことについて検討すべき**。
- **要請放送については、放送番組編集の自由への配慮義務を踏まえつつ、より高い効果を見込む観点から、現在の一体的な番組構成は前提とした上で、要請放送交付金の使途の透明性確保に向けてどのような方法が考えられるか検討すべき**。

4. 今後の進め方

- 総務省においては、**NHKのインターネット活用業務の必須業務化に向けて法制化に取り組むべき**。
- 公共放送WGは、**今後も引き続き、国際放送の在り方、NHK子会社等の事業活動の適正性等について検討を継続していく**。

- 国民・視聴者の視聴スタイルの急速な変化を明確に意識して、デジタル時代においても放送コンテンツが国民・視聴者に確実に届くために、放送全体で速やかに対応していく必要。
- 特にNHKは、公共放送として、「豊かで、かつ、良い放送番組」を提供することに加え、放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国放送業界全体の発展に貢献していくことが求められている。
- 本タスクフォースでは、国民・視聴者の視点に立ち、NHKと民放双方の放送コンテンツが効率的かつ効果的に届けられるようにするための「あるべき姿」の実現に向けた課題とその検討の方向性を提示。

①地上放送の放送ネットワークインフラの効率化

- ◆ 国民・視聴者が質の高い放送コンテンツを視聴できる持続可能な仕組み作りが必要
- ✓ 中継局の共同利用の早期実現に向け、NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置
- ✓ 協議の場では、地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは、中心的役割を果たすべき

②衛星放送における番組制作

- ◆ NHKの放送全体への貢献という役割を踏まえ、コンテンツ産業の重要なプレイヤーである外部制作事業者との連携が必要
- ✓ NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組(外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。)」を対象とする新たな目標を設定
- ✓ 本年12月の衛星放送の再編にあわせて、基幹放送普及計画(告示)を改正

③放送コンテンツのインターネット配信の推進

- ◆ 信頼性に裏打ちされた放送コンテンツに視聴者が触れることのできる環境の確立が必要
- ✓ 既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、国民・視聴者にとって、NHKと民放の放送コンテンツの「アクセス性」「一覧性」が確保できる環境を整備
- ✓ 「アクセス性」「一覧性」の確保の在り方について、放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置。実証事業を本年度から実施し、来年度を目途に技術仕様を策定

④衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化

- ◆ 地上放送と同様、国民・視聴者が質の高い放送コンテンツを視聴できる持続可能な仕組み作りが必要
- ✓ 共同衛星、管制の在り方等について、株式会社放送衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置
- ✓ 共同衛星の打上げを視野に、課題の整理とその課題解決方策について検討し、可能なものについて年度内を目途に中間報告

⑤国際発信の強化

- ◆ 我が国コンテンツ産業の発展のため、海外との競争を意識しつつ、NHKと民放とが可能な範囲で協調し前向きに取り組むことが必要
- ✓ ①インターネット配信の強化、②コスト負担の軽減、③コンテンツ調達の在り方、④財源の在り方を含め、その課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置
- ✓ NHKが国際放送で培ってきた放送コンテンツの制作やローカライズ等のノウハウ・技術を放送業界全体で共有することについて検討
- ✓ 可能なものについて年内を目途に中間報告